高石市手話言語の理解及び普及並びに コミュニケーション手段の利用を促進する条例を制定

市では障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、安心して心豊かに暮らすことのできる共生社会の実現をめざして、本条例を制定しました。条例の内容等詳しくは市ホームページをご確認ください。

基本理念

手話言語への理解と普及

手話はろう者（話し言葉を使えるようになる前に聞こえなくなった人）にとって大切な言語であり、大切なコミュニケーション手段です。

「手話は言語」という認識のもと、手話への理解促進や普及を行います。

手話などコミュニケーション手段の環境整備

障がいの特性に応じて、日常生活や社会生活を営む上で必要となる手話などのコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を行います。

高石市コミュニケーション支援ツール助成金交付事業

市では、障がいのある人の外出や社会参加などを促進するために、点字メニューやコミュニケーションボードの作成並びに筆談ボードや音声拡張器の購入などに係る費用を助成限度額の範囲内で助成します。

◯助成を利用できる事業者

市内に店舗を持つ民間事業者（スーパーマーケット・飲食店・服飾店・美容院・雑貨店・医療機関など、不特定多数の人が利用できる店舗）

内容	上限額	助成率
コミュニケーション支援ツールの作成 ・点字メニュー ・コミュニケーションボード ・音声コードのあるチラシ など	50,000円	100%
コミュニケーション支援ツールの購入 ・筆談ボード ・音声拡張器 ・絵カード など	100,000円	

手話サークル「まつぼっくり」で一緒に手話を学びませんか？

手話技術の向上や手話を通じて健聴者と聴覚に障がいのある人との理解を深めることを目的に活動されています。

主な活動　手話の学習、ろう者との交流、手話通訳など

活動日時　第１，２，３土曜日の午後２～４時　**活動場所**　障がい者ふれあいプラザ

問合先　高齢・障がい福祉課☎(275) 6294